

令和元年度 第1回長野県障がい者施策推進協議会

日 時 令和元年8月7日(水)

10:00~12:00

場 所 長野県庁本館棟 特別会議室

1 開 会

○松原企画幹

定刻となりましたので、ただいまから令和元年度、第1回長野県障がい者施策推進協議会を開会いたします。

本日は大変お忙しい中、ご出席をたまわり、誠にありがとうございます。私は本協議会の事務局を務めております、健康福祉部障がい者支援課の松原と申します。

委員の皆様方には、後ほど、会長選出をしていただくこととなりますが、それまでの間、便宜上、私のほうで進行を努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、大月健康福祉部長からごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○大月健康福祉部長

皆さん、おはようございます。健康福祉部長の大月良則です。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、障がい者施策推進協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。そして、今回、委員の改選ということで、また新たに委員の就任をお願いしましたところ、お忙しい中ご承諾いただきまして、感謝を申し上げます。

県では、昨年3月に新たに策定をしました長野県障がい者プランに基づき、障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し支えあいながら、居場所と出番を見出すことができる共に生きる長野県づくりを、現在取り組んでおります。

その一貫として、今年度、障がいを理由とした生きづらさを感じている方が依然として多いという現状、平成28年4月に障がい者差別解消法が施行されましたが、法施行3年後を経ても、なおそうしたことを感じられている県民の皆さんが大勢いるという状況の中で、お互い尊重し支え合う共生社会づくりを進めるための、県の新たな条例の検討をスタートさせております。

この条例は県民の皆さん、障がい当事者の皆さんを含め、そして障がい当事者を支援していただいている団体の皆さんを含め、県民の皆さんのご意見をしっかりお聞きし、丁寧に意見交換をする中で、条例をつくっていききたいと。

条例をつくることだけが目的ではなくて、そのプロセスにおいてお互いに、例えば障がいのある皆さんが感じていること、そして一方で、故意ではないんですが、知らないままに、あるいは差別と障がい者の皆さんが感じるようなことが起こっている。そういうことをできるだけ意見交換をする中で溝を埋め、お互いにわかり合う、そういったプロセスをしっかりとつくりたいと感じております。

さて、来年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピックです。皆さん東京大会、2020東京大会の大会ビジョンをご存じですか。「スポーツは世界を変える、未来を変える」これがビジョンです。

かつて長野オリンピックのときには、オリンピックだけの大会ビジョンがあり、パラリンピックだけの大会ビジョンがありました。2020東京大会、オリンピックもパラリンピックも同じビジョンです。スポーツは世界を変える。未来を変える。スポーツには人と人とをつなぎ、本当に地域社会を変えていく力があります。そして、インクルージョンの社会をつくっていく、大きな可能性を秘めています。

それは、私どもオリンピック・パラリンピックを開催し、2005年には知的障がい者のオリンピックと呼ばれる、「スペシャルオリンピックス冬季世界大会」を開催した私ども長野県の県民の皆さん、みんながそういったことを多分、感じられていると思います。

東京オリンピック・パラリンピックを単に東京エリアを中心としたオリンピック・パラリンピックとするのではなくて、私どもとすれば、2027年に全国障がい者スポーツ大会が長野県で開催されます。これに向けてスポーツを通じた共生社会をつくっていく、大きなきっかけとしていきたいというふうに考えております。そのため、ユニバーサルスポーツを通じたさまざまな体験、交流、学びを行うパラウェーブNAGANOの事業を今年度、推進してまいります。

本日は、現在進めております長野県障がい者共生社会づくり条例についてご説明し、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

どうか2027、そしてその先にある共生社会づくりのために、今、我々が何をしなければいけないか、そういった観点からご意見をいただければ幸いです。

本日は誠にありがとうございます。

○松原企画幹

大月部長は所用により、ここで退席させていただきます。

○大月健康福祉部長

どうもすみません、よろしく願いいたします。

3 委員紹介

○松原企画幹

今回は委員改選の時期となりまして、お手もとの会議次第の次に委員名簿がございますが、15名の皆様に本協議会の委員をご委嘱申し上げました。任期は本年6月1日から令和3年5月末までの2年間をお願いしております。また、保坂委員には聴覚障がいに配慮するため、手話通訳者が対応いたしますのでご了承をお願いいたします。

今回は委員改選後、初めての協議会となりますので、ご着席の順番で委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、綿貫委員からお願いいたします。

○綿貫委員

皆さん、こんにちは。前の、この一番最後のところでございますが、知的な障がいのある方々を中心とした日中活動活動型の支援事業所、アトリエCoCoで所長を務めております綿貫好子と申します。よろしくお願いいたします。

○石原委員

皆さん、こんにちは。私、軽井沢町保健福祉課長の石原美智典と申します。よろしくお願いいたします。

私は、うちの藤巻軽井沢町長が町村会の社会環境部会の会長という立場の中で、担当課長という形で参加をしております。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員

皆さん、こんにちは。諏訪市健康福祉部社会福祉課長の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○榊原委員

皆さん、おはようございます。清泉女学院大学の榊原と申します。情報のユニバーサルデザインをテーマに研究しております、特に高齢者・障害者の方が使いやすいIT機器の開発等の研究をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員

皆さん、こんにちは。私は佐藤、名前を佐藤というんです。どうぞよろしくお願いいたします。

長野県の身体障がい者施設協議会の会長という立場でこちらに参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○高村委員

長野県議会から推薦をいただきまして、県議会委員として参加をさせていただいております、上田小県郡選出の高村京子と申します。委員会も健康福祉委員会ということで、いろいろ県民の皆さんの状況など、一緒に考えさせていただく委員会に所属しております。よろしくお願いいたします。

○保坂委員

皆さん、こんにちは。長野県聴覚障がい者協会の理事をしております。今年、改選がありまして理事になりました。今年から私、担当するようになりました。名前は保坂貞子と申します。よろしくお願いいたします。

○田中委員

皆さん、こんにちは。飯伊圏域障がい者総合支援センターで、副所長を務めさせていただいております田中文字子と申します。

飯田のほうからは私だけかなは思いますけれども、南信の方から参加させていただきました。よろしく願いいたします。

○田辺委員

長野県身体障がい者福祉協会から参りました田辺いく子です。これからも勉強しながらやっておりますので、よろしく願いいたします。

○塚田委員

よろしく願いします。長野県手をつなぐ育成会の塚田と申します。私たちは知的障がい者の子どもを持つ親の会です。よろしく願いいたします。

○土井委員

社会福祉法人絆の会で、常務理事をしております土井まゆみと申します。今回、初めて出席させていただきました。

絆の会は、主に精神に障がいがある方々の地域生活を支援する会です。どうぞよろしく願いいたします。

○原田委員

稲荷山医療福祉センター、小児科の原田と申します。よろしく願いします。医療の立場からということで参加させていただいております。

日々、重症心身障がいの方々、それからさまざまな医療ニーズを必要としている医療ケアを必要としているの方々、それから発達障がいの方々のご本人と、それから保護者の方とお話をしながら、それを支える先生方やスタッフの方たちとも話をしている立場にあります。

皆さんのニーズと現状を、こちらの会に合わせて一緒に考えていければと思います。よろしく願いします。

○山口委員

長野労働局におきまして、地方障害者雇用担当官をこの4月から担当しております山口と申します。よろしく願いいたします。

○松原企画幹

ありがとうございました。本日は委員15名中13名のご出席をいただいております。大堀委員、根本委員はご都合により欠席でございます。

次に本協議会の幹事として、庁内の関係課から職員が出席しておりますが、氏名につきましては委員名簿の次の幹事名簿のとおりでございます。

続きまして、会議資料の確認をお願いいたします。資料につきましてはあらかじめ委員の皆様にお送りいたしておりますが、会議次第、委員名簿、幹事名簿、条例、資料一覧、その次に資料1から資料16までと、参考資料1及び参考資料2でございます。

なお、委員名簿につきましては、石原委員の役職名に誤りがありましたので、訂正いたしました。

た名簿を改めてお配りしてございますので、恐れいりますが、差替えいただきますようよろしくお願いいたします。

資料に不足等がございましたら、恐れいりますが、係員までお知らせください。

次に本協議会の処理する事務につきましてご確認をお願いいたします。幹事名簿の次の長野県障がい者施策推進協議会条例をごらん願います。裏面の参考にあります障がい者基本法第36条に記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、本協議会につきましては公開で開催させていただき、あわせて後日、県のホームページで議事録及び会議資料を公表してまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は2時間を予定しておりまして、終了は正午までを目途とさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

4 会長選出

○松原企画幹

続きまして、次第の4の会長の選出についてでございますが、本協議会におきましては、長野県障がい者施策推進協議会条例第4条により、協議会に会長を置き、委員が互選することとされております。つきましては、会長の選出を行っていただきたいと存じます。

選出方法につきましては、ただいま申し上げましたように委員の互選とされておりますので、委員の皆様方にお諮りをさせていただきたいと存じます。どなたか、ご意見等ございませんでしょうか。

田辺委員さん、よろしくお願いいたします。

○田辺委員

綿貫さんがよろしいかと思えます。いろいろご活躍してお忙しいと思えますけれども、お願いできたらと思えますが、皆様、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○松原企画幹

ありがとうございました。ただいま田辺委員から、綿貫委員を会長に推進される旨のご発言がありました。

改めまして、委員の皆様、いかがでございましょうか。

(出席者全員)

異議なしの声

○松原企画幹

それではご異議がないようでございますので、綿貫委員に会長をお願いしたいと存じます。

早速で恐縮でございますが、綿貫委員には会長席にお移りをいただきまして、以後の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

5 会長就任、あいさつ

○綿貫会長

ただいま推薦いただきました綿貫でございます。何分にも、力不足ではございますが、真摯に努めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから着座にて失礼をいたします。

6 会議事項

○綿貫会長

それでは会議事項に入りますが、最初に、条例の規定により会長の職務代理者を指名したいと思っております。

ご経験が豊富で、今まで会長も務めていただいたこともございます、佐藤委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

(1) 障がい者スポーツ部会の委員の変更について

それでは会議事項1、障がい者スポーツ部会の委員の変更についてです。障がい者支援課から資料説明をお願いいたします。

○常盤井社会生活係長

資料1の説明

○綿貫会長

はい、ありがとうございました。質問に関してご質問等がありましたらお願いしたいと思っております。

ご発言の際には挙手にて、ご自分のお名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。ご質問、ご意見等はございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

はい、それでは、スポーツ部会については、長野県障がい者施策推進協議会条例に基づき平成30年12月に設置されましたが、委員の改選は部会の要項に基づき行われたものでございますので、了承してもよろしいでしょうか。

(出席者全員)

異議なしの声

○綿貫会長

それでは、了承ということでお願いをいたします。

(2) 長野県障がい者プラン2018の平成30年度実施状況及び令和元年度の主な障がい者施策の概要について

○綿貫会長

次に会議事項（２）長野県障がい者プラン2018の平成30年度実施状況及び令和元年度の主な障がい者施策の概要についてです。

関係する担当課から重点項目ごとに説明していただきますが、それぞれの項目ごとにご質問、ご意見等をいただきたいと思います。

それでは、重点項目の1つ目のア、障がい者への理解と権利擁護の推進について障がい者支援課から説明をお願いいたします。なお、時間の都合上、資料の説明については、主なもののみ、お願いをいたします。

○常盤井社会生活係長

資料2の説明

○綿貫会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明に関してご質問や、事業実施に当たってのご意見等がございましたら、お願いをしたいと思います。

こちらの、今のご説明でございますが、資料3と資料4も含んでご確認をいただきたいと思います。どうぞ、ご質問、ご意見等、いかがでしょうか。

○田中委員

田中と申します。よろしく願いいたします。

今の報告の中で、2ページの（3）ですけれども、障がいのある人とない人の交流機会の拡大というところで、いろいろなイベントが実施されて、その報告が最初の方に書かれております。

ちょっと私、あまりこの印象がなかったもので、ご質問させていただきたいんですけれども、このイベント自体はどこで行われたものかという点ですね、一番聞きたいのは。

○常盤井社会生活係長

イベント自体は障がい者福祉センターの指定管理業務として実施をしていただいております。具体的な場所につきましては。

○綿貫会長

長野市ですか。

○常盤井社会生活係長

長野市を中心に。

○田中委員

申しわけありません。結構です。ただ、何でそんな質問をしたかと言いますと、これをこれから共生ということで、障がいがある方ともない方とも交流といった、こういう交流会が委託、今、

委託ということを知ったんですけれども、そんな中で各圏域を回るのかとか、そういったところのご計画があるかどうかということですね、これを推進するに当たって。

長野市で開催されてこれだけの参加がありました。成果ですということが挙げられても、では、例えば南信ではどうだったのかとか、その、本当に圏域にこだわるわけではないんですけれども、どうしても長野まで来てイベントに参加するというのは、非常に難しい状況の地域がたくさんあると思うので、そういったところでこう、巡回するみたいなイベントなり何なりとか、そういったものがあつたらいいかなと思って、質問させていただきました。

○綿貫会長

はい、お願いします。

○高池障がい者支援課長

障がい者支援課長の高池と申します。申しわけございません、会場につきましてはちょっと確認を、手持ちの資料ございますけれども、おっしゃるとおり、長野県、広うございますので、南信、中信、東信、北信、それぞれ地域バランスにも目を配りながら、実施をしてみたいと考えております。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○綿貫会長

ちょっと今のご意見にプラスしてなんですけれども、この様々なイベントをやっているんですが、私も参加させていただいているんですけれども、こうボランティアの方々とか、大勢の方がご参加いただいて、にぎやかにしていただくんですが、一般県民の方の参加がちょっと不足のような気がいたします。

例えば文化系の発表会に毎年参加させていただいているんですけれども、非常に観客が少ない、すきずきしております、観客もほぼ関係者、発表者のご父兄ばかりだというような風景がずっと続いているなんて、ちょっと思っていたんですけれども。もう少し、一般県民の方々が参加していただけるように広報をしていただきたいなというふうに思います。すみません。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。田辺委員。

○田辺委員

すみません、田辺ですが、よろしく願いいたします。

1 ページの1 番のヘルプマークの件なんですけれども、なかなかこれ、一般に浸透をしているのでしょうか。

実は私たちのほうで使った方が無視されたということで、大変切ながっているんですけれども。これ、障がい者の方たちはみんな知っているんですけれども、一般の方がなかなかわかっていただけないと思いますので、これをぜひ、一般の方にも知っていただくように向上させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○常盤井社会生活係長

ヘルプマークにつきましては、昨年の7月に配布を開始いたしまして、一般の方に広く知って

ためには、広報啓発活動が非常に重要なものと考えております。

例えば、今年度については広報番組や、テレビCMによる啓発を行ったりしましたが、今後につきましては、一般のヘルプマークを普及していただいている方に、伝導師に任命して普及活動をしていただくとか、WEB 広報を使ってできるだけ若年層の方も含めて広く知ってもらう等により、普及啓発に努めていきたいと思っております。

○綿貫会長

よろしいでしょうか、高村委員。

○高村委員

ありがとうございます。3ページのところでご説明をいただきました、障がい者を理由とする差別解消の推進ということでご尽力をいただいているわけですが。

③の、相談対応のための体制整備ということで、県としての体制ということで、差別解消推進員を、県障がい者支援課に、平成28年の4月ですから、29年度からですかね、配置していただいているんですが、この方は、比較的、障がい者福祉に関わると専門的な資格を有していらっしゃる方なのか、それで、今、どのようなご相談体制で、具体的にはどのような相談が寄せられているのか、ここが何か一番ポイントになるというふうに思いますので、できれば資料があればいただきたいなと思って、ここの③についての、この1番の差別解消推進委員につきまして、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

○綿貫会長

はい、事務局、お願いします。

○常盤井社会生活係長

差別解消推進員でございますが、一つ目の資格ですけれども、差別解消の専門の方を求めているということではなく、教員の経験があるとか、そういった相談に対応できる方ということで、こちらで面接等を行って配置をしております。

○綿貫会長

相談内容等に関しては。

○常盤井社会生活係長

相談内容は様々で、差別解消法で規定をされているような差別もあれば、一般的な悩みごと等もございます。

○高池障がい者支援課長

ちょっと補足をさせていただきますが、障がい者支援課長の高池です。

28年度に当課の嘱託員として配置をさせていただきました。重なりますけれども、特別支援教育等で経験の深い方でございます。

この28、29、30年の3年間で寄せられた相談件数、延べ数で390件という状況です。28年度は、若干、56件ということでやや少なかつたんですけども、29年度は173件、それから30年度が161件ということで、かなりの相談が寄せられたところがございます。もちろん1件1件の相談いろいろ、障がい理由とした不適切な取り扱いですとか、合理的な配慮が欠如したというもの、そういういわゆる障がい者差別解消法で対象としているものもございますし、それ以外にも、例えばご家族の方、それから地域の中での困りごと、そういったことをお寄せいただいて、こちらとして傾聴をさせていただく、そういった内容も含んでございます。390件のうち、法律で想定しているような内容というのはおおむね半数程度だと、そんな印象ではございます。

ただ、それぞれ皆さん、切実な思いで電話をかけていただいておりますので、それに対して丁寧に聞き取りをし、また必要なアドバイス等をさせていただいているという、そんな状況でございます。

○高村委員

ありがとうございます。それで、今回、参議院選挙で令和の政党の方で、お二人が重度の障がいがある中で、国会活動ができるようにという見直しが行われておりますけれども。

そういった中で、今まで、やはり働くことを応援しているということがかなりあると思うんですが、制度の狭間でですね、今の制度では対応できないというような切実なご相談なんかもあると思うんですが、そういったこともぜひテーブルに載せていただいて、私どもも含めて、一緒に制度の充実といいますか、そういうことを、また事業所の運営等でも困難されている事業所もあるというふうに認識しておりまして、そういったことなんかも、そういった相談内容も私どもも共有させていただいて、一緒に考えさせていただきたいなと思っております。ありがとうございます。

○綿貫会長

はい、今の高村委員さんのご発言ですが、非常に大切なことというふうには思っております。

この後のところで、また議題として出てまいりますけれども、長野県障がい者共生社会づくり条例のところでも、実はこのところがかなり議論がなされているというふうには思います。

どういたしましょうか、今の差別解消推進員の仕事の中でも、その事例ですとかそういったことを、またこの会でお示しをいただければよろしいでしょうか。

○高村委員

示していただけるなら。

○綿貫会長

では、できますか。

○高池障がい者支援課長

では、また資料につきましては、申しわけございません、会議が終了した後に皆様にお配りし、また次回の会議の中でもご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

す。

○綿貫会長

はい、お願いいたします。ほかはよろしいでしょうか。次に行ってよろしいでしょうか。
それでは、次に重点事項の2つ目のイ、地域生活の充実について、説明をお願いいたします。

○常盤井社会生活係長

資料2の説明

○綿貫会長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明で資料の5と、資料5、6、7も一緒に御覧いただきしたいと思います。

○宮島自立支援係長

資料5の説明

○綿貫会長

ありがとうございます。資料6と7についてはご説明はあるのでしょうか。
では、今の資料5の説明と、6と7も含んで皆様方からご質問、ご意見をお願いいたします。
はい、田中委員。

○田中委員

すみません、たびたび申しわけありません。私の所属しております飯伊圏域障がい者総合支援センターでは、昨年度、この地域生活拠点整備等を受託いたしまして、1名の専門の職員を配置させていただきました。

ただ、ではそれですぐにできるかというところというわけではなくて、各行政さんですとか、それから緊急時対応というのが非常にクローズアップされるんですけども、緊急対応をしなくてもよい、そういったそれぞれへのサービスというか、認識を持ってこの方が地域で暮らしてるんだという、そういうところから進めなければいけないのではないかなというところなどで活動をさせていただいております。そんな中で、協力していただく方として、それぞれの障がいのある方の相談支援専門員さんとの連携というのは欠かせないものになってきております。

ここの6ページの(5)(6)に生活相談、相談支援員への資質向上とかがありますがけれども、とても重要なことだと考えております。

相談支援専門員さんの質によっては何が緊急なのかの判断ができないとか、そういった問題も出てきますし、相談支援専門員さんがついてる方であれば、その方が中心になって緊急対応を、うちのコーディネーターとともにやっていただきたいというような気持ちでおります。ただ、そういった思いで取り組んでいただきたいというのが、私どもの圏域での活動の中での思いです。

その中で、その相談支援専門員なんですけれども、つい最近、相談支援員の会を開くに当たって、実際に飯田・下伊那で相談支援専門員として活動している人を調べたら、80名になりました。

これ、すごい数だなと思ったんですが、実際は入所施設で、1施設で10名なり15名で一人なり二人の担当をしているとか、それから例えば専任でいる、本当に専任で相談支援専門員をやっている方は80名のうち7名だけでした。あと、全員兼務です。それからうちのセンターでも、6名が相談支援専門員として業務をさせていただいておりますが、全員兼務です。

特に総合支援センターと名前がついておりますので、ほかの事業所で受けられない方、困難な方とかですね、行政からの依頼があつてとかいう方は、受けざるを得ないという形になっております。しかし、総合支援センターとして、基本相談を主に受けていかなければならない、計画相談以前の相談を充実させなければいけないという中で、今、非常にその困難さを痛感しております。

その7名の専任でいるところでも、今回、4月以降、一つの事業所で、もう自分の関連の法人以外は受けられないというお断りがありました。それから昨年まで相談支援事業所を開いていた事業所のうちの2つの事業所が統合、それから3事業所が休止、もしくは閉鎖されました。

というのは、やっぱり相談支援だけでは、活動していくのに、法人なりその運営する事業所が運営ができないと、一件につきいくらの単価の中で運営ができない。だから兼務になってしまう。そうすると、事業法人以外のところは受けられない。相談支援を開始したときに、本来、自法人ではなく他の法人が、他の法人なり何なりが入って状況をこう連携し合うといのがいいとか言われていたんですけれども、もうそれができない状況にあります。これは飯伊だけではないというふうに、ほかの相談員の方からも聞いております。児童に関しましては1件、一人が100件以上持っているという、すごいお話も聞きまして、それはうちの圏域ではないんですけれども。

そんな中で、やはり資質の向上も大事ですけれども、相談員をきちんと確保して、そして活動できる体制づくりというものをぜひ、まあこの場でどこにお願いしていいかわからないんですけれども、国なりにも働きかけていただきたいと思います。

そうしないと、本当に小さな法人さんで、意欲を持ってやろうとしたところが今は閉鎖されているという中で、全部うちに来ている。そうすると、私どもも活動ができなくなる。本来活動ができなくなるようなこともありまして、そういったことの現状も知っていただいて、その上で資質の向上ですね。そういったところにも、力を注いでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○綿貫会長

事務局、お願いします。

○宮島自立支援係長

ありがとうございます。今の田中委員さんのご指摘ですが、相談支援専門員が少ない、また事業所が少ないという現状については県としても認識しているところでございます。現在、各圏域で策定している障害福祉計画において、各圏域で相談支援事業所を増やすという目標を掲げていて、県、市町村、あと圏域の自立支援協議会で相談支援専門員、相談支援事業所を増やす取り組みをさせていただいているところでございます。

今、お話のあったように、昨年度、報酬改定がありまして、相談支援の報酬が、基本報酬が下げられて、加算で埋め合わせするというような状況になっている中で、事業所単体でも経営が成

り立つようなサービスの報酬体系を、国にも要望しているところがございます、すぐ変わるということではありませんけれども、国に対してはその都度、必要な要望をしているところがございます。

○綿貫会長

ありがとうございます。専任の相談員を置いて経営する、その、一番、そこの経営の部分で撤退していく事業所があるというふうに認識しているんですが。その経営モデルみたいなものというのは、どこかに出ているんですか、あるんでしょうか。

○宮島自立支援係長

厚生労働省で全国にある相談支援事業所から無作為に抽出してデータを取って、経営状況を分析している資料があるんですけども、収支的にはプラス（黒字）になっているということです。

一人専門員の事業所がどれだけそこに中に入っているのかとか、よくわからないんですけども、そういったデータを国は持っていますが、そのモデルというようなものは国からも示されていませんし、県としてもそういったものの持ち合わせはございません。

○綿貫会長

はい、わかりました。私の知っている圏域でも、結構ここ1、2年のところで撤退していく事業所があったものですから、やはり経営ができないのという事由が一番かなというふうに聞いていますので、また、その辺は研究しながらやっていかなければいけないなと思いますけれども、また、よろしくをお願いします。ほかに、いかがでしょうか。

あと土井委員さん、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムというものは、もう持って動いているんですか、現場ではどんなことで。

○土井委員

新しい形に、あまり何か現場で感じられる、今、ちょっとすみません、地域移行のことを考えていて、あれだったんですけども。

○綿貫会長

すみません、こだわらずに、どうぞ。

○土井委員

そうですか、すみません。いいんですか、違うことでも。

7の地域移行、何か飛ばしていただいたところなんですけれども、この、最後の②のところにある、経験した、同じ障がいを経験した支援者による面接がほとんど、相談を実施したという、平成30年度で80回と言いますけれども。

ちょっと、何かこれも地域が偏っているのかなと、私たち毎年、地域移行の研修会をうちで主催して開いたりするんですけども、なかなか、いろいろな地域からのそういう情報というのは入ってこないんですけども、こういう面接や訪問や集会というのはどんなところで行われてい

るのかをお聞きしたいと思ったんですが。

地域移行、なかなかこう進まないという現状、動いていて、地域相談のほうの事業所も一応、その名前を看板として掲げていても、実際に受けていただけないとか、絆の会は、市のコーディネーターを県の時代もずっと受けてきたんですけれども、なかなかそこ、そのところが先が見えてこなくて、地域でちょっと今、行き詰まり感を感じているんですけれども。

退院した、してもらわなければならないと思うんですけれども、その辺、どんなふうに進んでいるのかなと思っています。

○綿貫会長

地域移行に関して、お願いします。

○保健・疾病対策課 小澤心の健康支援係長

保健・疾病対策課、心の健康支援係長の小澤と申します。私のほうで、精神保健の部分の担当させていただいております。今、お話のございました(7)の②のところ、障がい者支え合い活動支援事業というのが、当課での事業となっております。

こちらの事業、簡単にご説明しますと、本日、欠席されております大堀委員さんが、所属されています、長野県ピアサポートネットワークに昨年度は委託をさせていただきまして、当事者の方を、当事者支援員、ピアサポーターとして養成していただき、その方を病院ですとか、あるいはご自宅に派遣したり、講演会とか研修会等に出席して、その当事者の立場からご発言をいただいたり講義をしていただけると、そういった活動をしていただいております。

今、地域的な部分のお話もございましたが、確かに、長野県内の10圏域、ピアサポーターの活用については温度差といえますか、地域差がございます。特に、やはり佐久地域、東信地域では、かなり積極的に進んでいて回数が多い。一方で、ほかの地域ではなかなか、病院の受入体制などがこれからのところはあるようには承知しております。

その病院さんのご理解といえますか、一緒に共同していくということですね、各圏域ごとに取り組んでいただいていることですが、地域移行の動きが、今、活発なものですから、そういったのも全県で、そういった取り組みを共有して、ぜひ一緒に進めていけないかというふうに考えているところがございます。コーディネーターの関係者の連絡会議などを開催いたしまして、その際に皆さんに、情報交換をしていただいているところがございます。

地域移行の部分、この中身を確実に進めて、県としてその退院、退院した方の地域生活を進めていきたいと考えております。なかなかすぐに皆さん、地域に行けるとするのは難しいところではありますが、少しでも進めていきたいと思っているところがございます。私からは以上でございます。

○土井委員

ありがとうございます。どうしたら、こうもっとう、押しなべて大勢の精神の方たちのところで、その支えあい事業を使ってもらえるとよいと思います。うちは、とてもよく使ってますけれども、やっぱり、それによって当事者の方もとても元気になるので、もっともっと、いろいろな地域で使っていけるといいなというふうに思いました。

そうですね、包括ケアシステムのほうでも、ピアサポーターとか、直近のところでは本当に苦戦しているなという感じですね。

○綿貫会長

また、そこもお酌みいただいて、さらに進めていただければと思います。ほかにかがでしようか、よろしいですかね。

皆さん、どうでしょうか、休憩を取りますか、休憩をここで取ったほうがよろしいでしょうか。

○佐藤委員

必要ないと思います、休憩は。

○綿貫会長

よろしいですか。では、続けてお願いしたいと思いますけれども、では、次に行かせていただきます。

重点項目の3つ目、ウ、社会参加の促進について説明をお願いいたします。

○常盤井社会生活係長

資料2の説明。

○宮島自立支援係長

資料9の説明

○綿貫会長

はい、ありがとうございます。ただいまの社会参加の促進で、今、資料9の説明もございましたが、資料8、9、10、11、12までの資料も合わせてごらんいただければと思います。

では、皆様からのご質問、ご意見等をお願いいたします。榊原委員、お願いします。

○榊原委員

清泉女学院の榊原です。8ページにあります情報提供体制の整備についてですけれども。

まず「高齢者や障がい者も健常者と同じように情報を取得できるように、ウェブアクセシビリティに配慮し、ホームページの改定を進めている」とありますけれども、こちら、おそらく、JIS X 8341-3:2016 の試験に対応するということが最終目標となると思いますが、こちらの結果が出るのはいつごろになるのでしょうか。

今、ホームページに公開されている情報ですと、3月末までの公開という予定になっていますけれども、そちらの進捗がどうなっているのかというのを一つ確認させてください。

もう一つですね、アプリ、「信州ナビ」へのバリアフリー機能の追加ということが記載されていますけれども、こちらのバリアフリー機能というのは具体的にはどういうものを指しているのでしょうか。アプリに何か、障害者の方が使いやすい機能を追加するのでしょうか、あるいは観光に関するバリアフリーの情報を追加するということなんでしょうか。

すみません、もう一つお願いします。9ページのレクリエーション活動の振興等というところがあります。こちら、ユニバーサルツーリズム推進ということ掲げておりますけれども、他県の例を見ますと、バリアフリーツアーセンターなどを設けまして、障害のある方の観光についてコーディネートをしたりですとか、宿泊施設に福祉機器の貸し出し等のコーディネート作業を進めております。

こうした、センターをつくれとは言いませんけれども、こうした機能を、長野県ではどういうふうに捉えていらっしゃるのか、ご意見をお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○綿貫会長

事務局のほうで、説明をお願いいたします。

○高池障がい者支援課長

申し訳ございません。幾つか、私どもの部ではちょっと所管していないところがございます、ウェブアクセシビリティの関係ですとか、あと、ユニバーサルツーリズムの関係、申し訳ございません、確認をして委員の皆様方に情報を、後日、提供させていただければと思っております。以上でございます。

それから、信州ナビの関係でございますけれども、今、長野県の観光、交通案内アプリの信州ナビの提供情報の中に、バリアフリーが、その施設の情報をというのを追加するべく、どんなような形でどこまでのものを載せたらいいかということ、関係の皆様と意見交換をさせていただきまして、情報の追加というような、施設情報の件になろうと、今、考えております。

○榊原委員

ありがとうございます。施設情報についてなんですけれども、今回、アプリに追加することになりますと、やはりアプリを導入していないと検索できないというふうになりますので、この情報については、ホームページ等でもあわせて公開していただくほうが、多くの方が使いやすいと思いますし、また、特にこういうバリアフリー情報、観光のバリアフリー情報に関しましては、施設の点の情報だけでは不足しておりまして、そこに行くまでのルートにも、あわせて情報として必要になってきます。

そうすると、ほかの情報とも連携させて検索できることが望ましいので、できれば県としてはこうした情報が、オープンデータとして展開して、ほかのアプリケーションと連動できるような体制を取っていただければいいと思います。以上です。ありがとうございました。

○綿貫会長

はい、お願いいたします。ほかにご意見ご質問、いかがでしょうか。

○土井委員

農福連携でもいいんでしょうか。

○綿貫会長

はい、土井委員。

○土井委員

はい、農福連携では、チャレンジコーディネーターが必要で、1名をお願いしたことがあるんですけども、ここから農家に就職していった例というのはあるんですか。

○事務局

今のところ、実績はありません。

○土井委員

そういうのも、先ほど何か目標とはしているということなんですよ。

○宮島自立支援係長

そうですね。大規模に農業をやっている組合法人ですとか、会社でもいいんですけども、そういったところに農福連携で、事業所で施設外就労をした人を、この人なら正社員として採用できるよね、というようなどころを見ていただいて、正規雇用といいますか、一般就労でチャンスを広げていくという目的も、この農福連携にはあります。

○土井委員

農家って本当に小規模なところが多いんですけども、その法定雇用率にこれを使えるというか、そこにカウントできるようなところというのと、そういう大きい法人とかになるということなんですかね。

○宮島自立支援係長

国で発表している法定雇用率というのは、45.5人以上規模の一般民間企業で2.2%というような、法律上、障がい者を雇用する義務のある企業や地方公共団体などが対象となっていて、小規模な民間企業や農家も含めた障がい者の雇用率、ということにつきましては、把握しているという状況にはないんですけども、規模が大きい小さいに限らず、一般就労を希望する障がいのある方がいらっしゃれば、一般就労に向けた支援をしていきたいと考えております。

○土井委員

わかりました。ありがとうございます。

○綿貫会長

ほかにいかがでしょうか。

保坂委員、情報コミュニケーション支援の充実のあたりで何かご意見ございましたら。

○保坂委員（聴覚障がい者）

保坂です。今回、初めてこういった会議に参加させていただきますので、ちょっと意見までというところと言えないので、またいろいろ勉強して状況を見せていただいて、今後、意見を言いたいと思います。

○綿貫会長

すみません、突然ふりまして、申しわけありません。

皆さん、高村委員、お願いします。

○高村委員

お願いいたします。8ページの、今のその情報コミュニケーション支援の充実というところで、やはりこれを支えていただいているのは、今日も同席していただいておりますが、手話通訳者さん、161名とか、要約筆記も、本当にもうそこでこうやって話していると、そこでもう、画面でどんどん文章を会場に表していただけるというようなことだったり、これ、とても大変な役割を担っていただいていると思うんです。

ですが、この皆さんは、例えば長野県でいうと5年契約とか、そういう、まさに専門職でいらっしゃるんですが、不安定雇用だったり、契約が5年間とか、何かそういうものがあって、専門性が生かされないような状況におありになるのではないかと思います。この点はどういう、この専門職の方のお仕事を目的というか、そういうところでは、今、どんな状況になっているのでしょうか。

○高池障がい者支援課長

障がい者支援課長の高池です。ご質問の件は、県で雇用している、その手話通訳者嘱託員のお話しかと思います。

今、現状におきましては、特別職の非常勤の職員という位置づけで、今、県内、長野県は県庁に勤務していただいております、それ以外は合同庁舎、保健福祉事務所に勤務していただいております。

任期につきましては、1年ごとの契約ではございますけれども、再度雇用が可能となっております、一応、期限といたしましては、ほかの職に比べて専門性が高いこと、それから確保が非常に困難であるということ、適任者の確保が、そういったこともございまして、通常の職とは年数を伸ばして10年を更新の一つの期限としております。ただし、10年を超えても、実際に募集をしても見つからないということで10年を超えてお願いをしているケースもございます。そんなような状況でございます。

○高村委員

まさにこれ、お互いの思いを共有したり、情報共有したりというところでは、この手話通訳者さんや要約筆記の皆さんの活躍というのは、中心的なお仕事になっていくと思いますので、やっぱりこちら辺で、全て常勤職員というわけにいかないかもしれませんが、やはり大きく、大切なお仕事として、プロフェッショナルとして位置づけていただきたいと、そんなふうに思っております。以上です。

○綿貫会長

よろしく願いいたします。

では、続きまして重点項目の4つめ、エ、多様な障がいに対する支援の推進について、説明をお願いいたします。

○常盤井社会生活係長

資料2の説明

○和田企画幹

資料13の説明

○特別支援教育課 永田指導主事

資料15の説明

○綿貫会長

ありがとうございました。では、今の説明について皆さんからのご質問、ご意見をお願いいたします。原田委員、お願いします。

○原田委員

稲荷山医療福祉センターの原田です。よろしくお願いします。

資料2の11ページ、重症心身障がい児（者）に対する療育・生活支援ということで説明をいただきました。

通所施設が増えて、医療的ケアができる障がい児重症施設が増えたということで、数としては増えたなという実感が確かにあるんですけども、現場の方々とお話しておりますと、医療的ケアのお子さんたちの重症度が高くなっていて、数も増えている。一つの事業所で受けるそのお子さんの数と重症度が増えているということで、現場のほうはとても疲弊をしています。

4番目の障がい児・者施設訪問看護サービス事業というのが、今回、すごくいいなと思って聞かせていただいたんですけども。

医療的ケアの、簡単な医療的ケアから、それから判断が難しい医療的ケアとか、いろいろあります。で、注入とか、導尿とかという時間が決まっている医療的ケアに関しては、この4番の障がい児・者施設訪問看護サービス事業で代用できるんじゃないかなというのが現場の意見です。

なので、簡単な医療的ケアが、訪問看護の人がその教育の場、保育の場に行っていてやっていただく。で、より判断が難しく、常時、観察が必要な医療的ケアの方は、こういう児童発達支援センターとか支援事業所に行っていていただく、そういうすみ分けができると、その児童発達支援事業所の負担も軽くなってきますし、簡単に医療的ケアの方が、保育園とか学校に行きやすくなると思います。

で、私が現場で診療してお母さん方から話を聞いている、その他、その状況から行きますと、この4番の障がい児・者施設訪問看護サービス事業というのは結構、この12人で、対応者、12

名とありますけれども、結構、少ないなというふうに思います。これが増えてくれると、もっと、子どもたちも社会に出ていきやすくなりますし、それから、健常なといいますか、障がいを持たない子どもたちにとっても、インクルーシブの感覚が自然と育ってくると思います。

これがまず育っていない、4番のこの事業が育っていない背景として、一時期、訪問看護は施設には行けないという、そういう縛りがあったんじゃないかと思うんです。なので、行けるように、こういう事業になったんだなということをみんなが周知して、各地域で導入していけば、さっき言ったような効果が得られるのではないかなと思いますので、ぜひ、その辺を周知して、そして広げていただければいいのかなというふうに思いました。

それから、ちょっと関係のない資料14、ご説明は、まだいただいているんですけども、これについても一言、意見をさせていただきたいんですけども。

発達障がいについての施策の中で、診療できる医師の不足ということが挙げられています。子どものこころ診療部、信州大学の子どものこころ診療部を中心に、専門医やかかりつけ医、診療医の育成、今、頑張っていてやっていただいて成果を生み出していると思いますけれども、診療報酬の壁がありまして、そこが全ての病院で診療ができない、そのようにハードルを高くしている点にあります。

私たち稲荷山医療福祉センターは多職種でありますので、発達障がいの診療ということはかなり受け入れはしているんですけども、半年待ち、診療が半年待ちの状態です。で、一生懸命やりたいのはやりたいんですけども、一人の診療にお金がかかる、多職種の意見が必要で、しかもその診療報酬も、特別疾患カウンセリングは2年を限度にしているということがありまして、一生懸命、時間をかけて診療しても再診料しか算定できない。そうすると、普通の病院、私たちも普通の病院ですけども、病院としては経営的に成り立ちません。なので、その点について、もちろん各学会からも申請はできると思うんですけども、そういう現状があるということで、引き続き県のほうでも把握して、今、改善に努めていただければと思います。以上です。

○綿貫会長

では事務局でお願いします。

○宮下施設支援係長

障がい者支援課施設支援係長をしております宮下と申します。私からは、11ページの④番の障がい児者施設訪問看護サービス事業についてのご質問がありましたので、これについてお答えをさせていただきたいと思います。

この事業、県単事業でやっているものですが、今回、30年度実績、利用者12人ということでご覧いただいているところですが、実はこの事業、過去はもうちょっと大きくやっております、例えば平成25年度には利用者数43人おりました。

実はその間、国のほうで医療的ケアの児童に対する支援策が拡大をしまして、障がい児向けサービスの報酬につきましては、医療連携体制加算というような医療機関と連携して看護師が訪問するもの、それから看護職員を事業所に加配した場合は看護職員加配加算というような、加算が充実されてまいりましたので、この事業はそういった加算等の対象にならない地域活動支援センターとか、そういった、すき間のところを救済する、ご支援するというような形で、市町

村が行う場合に県は補助をしているものであります。

それから保育所とか学校に関しましても、保育所に関しましては、厚生労働省のほうでも保育所への看護師の派遣というものが、モデル事業で近年、拡大しておりますし、学校へも、看護師の派遣については、文部科学省のほうで事業を拡大しているというようなことで、私どもとしましては、この事業では、そういった対象にならないところを支援するというで引き続き続けているということをご紹介しておきたいと思います。

○綿貫会長

お願いします。

○和田企画幹

障がい者支援課の和田でございます。原田先生からご指摘あったように、児童発達支援センター、大分増えてきてはいるんですが、確かに医療的ケアが受けられる児童発達支援センターが足りないとともに、先ほど紹介させていただいた、この後期養成研修とか支援者研修の中でも、福祉制度について少しお話しさせていただいている部分があって、この中でも、大分、このところ充実してきて、先ほど話があったああいったものを使いながら、自前で用意するのではなくて、その訪問看護ステーションの看護師さんが現場に入っていきような、そういうところも充実をしてきているので、そういったものを使ってケアをしているということも地域の中で考えていただくような、そんなことも話し合っていたら、そういう体制を、今、つくろうとしているところでございます。

また、医療の大変さ等については十分わかっているつもりですし、やはりその在宅における医療的ケアのキーマンといえますか、キーパーソンは看護師さんだろうと、特に訪問看護師さんだろうと思っております。ただ残念ながら、やっぱり小児をやってくれる訪問看護ステーションがすごく少ないので、アプローチとすると訪問看護を、成人の訪問看護をやっているところが少しでも小児をやっていただけるように、難しいものはその専門のところに動かすような連携等も図っていただくような体制で、こちらのほうも、地域と一緒に動いているというような状況でございます。

○綿貫会長

はい、お願いします。

○保健・疾病対策課 小澤心の健康支援係長

保健・疾病対策課、心の健康支援係長の小澤でございます。発達障がいの者の診療について、ご説明させていただきたいと思っております。

資料14をごらんいただきますと、下のほうに組織図があるんですが、一番下にございます全体事務局は次世代サポート課で発達障がいは進めているんですけども、その中で、一番右ですね、診療体制部会、診療に関する部分は保健疾病対策課のほうでやらせていただいているところでございます。

先ほど、原田委員さんからもお話がございましたが、現在、県では信州大学に委託をしまして、

子どものこころの発達医学教室を開設していただいて、発達障がいの治療ができる医師の育成、養成を、信州大学と連携して続けさせていただいているところでございます。

今のお話でございましたのは診療報酬の壁があるということにつきましては、診療報酬自体は国の方針に基づいて進めているところでございますので、県のほうで直ちに何か対応できるかというところは難しいかとは考えておりますが、今、ご説明した診療体制部会に今のご意見を紹介させていただきまして、部会の委員の皆様からもご意見をいただく中で、県としてできることがあるのかどうか、あるいは、国に対して要請していくか、そのあたりを検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○綿貫会長

よろしいでしょうか。

○原田委員

それぞれありがとうございました。私たちが知らない制度というのがあるんだなというところで、状況がわかりました。また、よろしくお願いいたします。

○綿貫会長

はい。

○高村委員

すみません、時間がないところすみません。今の資料14の保健疾病対策診療体制の部分なんですけれども、信大さんのほうでやっていただいているということで、この間、丸子中央病院を委員会で視察をしたんですけれども、丸子中央病院さんでもお取り組みをいただいております、ただ、やはり同じように予約が、もう1年先ぐらいになってしまうということで、これではいけないということで、丸子中央病院さんとしては、不採算事業だけれども、地域のご要望があるということなんで体制を強化していきたいということで、今、スペースの拡充をしておられました。これはご報告ですが、引き続き、ご努力いただきたいと思います。以上です。

○綿貫会長

はい、ありがとうございます。

皆様から大変貴重なご意見をたくさんちょうだいいたしました。それぞれの担当課で、今後、さらに検討をしていただきたく思います。

(3) 長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）について

○綿貫会長

それでは続きまして、次に会議事項3、長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）についてです。

まず、障がい者支援課から条例の必要性について質問していただきまして、その後、委員の皆

様から、条例策定に当たって望むこと、ご意見等をいただきたいと思います。お願いいたします。

○和田企画幹

資料 16 の説明

○綿貫会長

ありがとうございます。すみません、時間になってしまったんですけども、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

まず、長野県身体障がい者施設協議会として、長野県の障がい者支援課の障がい者差別解消に向けた取り組みを大いに評価をさせてもらいたいと思います。

特に、障がい者差別解消推進員による出前講座、これを計画し設置したことについては大いにこれを評価したいと思います。

あと、野外公園でも 2 回、出前講座をしていただいて、そして全職員に講義をしていただきました。その結果、今まで差別される側、差別する側、特に私が職員に、利用者に対しても、平然と差別的なことをしていたんだなということを知かされて、園長が一番だめですよと、こう言われまして、目からうろこが落ちました。

利用者の呼称に関する問題で、利用者を名指しで呼ぶ、ちゃん付けで呼ぶ、これはだめですよと、これを言われてなるほどなど、はっきりと認識を新たにしたところではありますが。

そこで、今度、この今の条例についての会からのお願いがありますので、ちょっと申し上げておきたいと思います。

おそらく、この条例では、不当な差別的取り扱いはどんなものなのか、何が合理的配慮に欠けるのか、この辺が明確に制定されて、そして条例として 10 月以降に発効されるんですか、だと思うんですが、その中に罰則規定、条例に違反した罰則規定とか、そういうものも入れるというような考えは今のところありますか、ないですか。

例えば長野県、お酒を推薦する乾杯条例（信州の地酒普及促進条例）ですか、あれも条例ですね、先生方が全員、一致で条例にされた、その程度の条例を考えているのか、その程度とってはいけませんけれども、それか、やはり罰則規定とかそこまで、しっかりとした条例を考えているのか、今の時点でわかる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○高池障がい者支援課長

それでは、障がい者支援課の高池でございます。

今の、最終的には条例でございますので、高村委員さん、本日もご出席いただいておりますけれども、県議会の中でご議論をしていただき、決定していただくことになろうかと思いますが。

現在、都道府県レベルでは、34 の都道府県が同種の条例を制定してございます。こういったものが差別に当たるのかですとか、こういった配慮が必要なのかというのを、これ程度の差はございますけれども、そういったものを記載、明記するとともに、何か紛争と申しますか、する側、される側でトラブルがあったときに、話し合いで解決をしていくことがまず大前提とした上で、

それでもなおかつ解決されなかった場合に、行政機関としてどのような手立てが取れるのかという
ことを明記したものがかなりの数、その 34 のうちございます。

行政機関によるあっせんですとか調定、そういったものを定めて、両者の間に立って解決を図
ろうという、そういう解決策を定めてございます。

それでもなお解決に到らなかった場合には、その行為者を公に発表するというで、公表と
いう手続きを定めているものもございます。しかしながら、条例でございますので、何かしらの
罰則というものを条例の中にも含めているものは、34 のうちには今のところはないというのが現状
でございます。以上でございます。

○佐藤委員

ありがとうございました。というのは、呼称の問題にしても、各施設の長でなくても、何十年
もケアしてきた中で、それで当たり前となっていて、昔は施設の園長は親も同然だと、家庭に変
わる場所になれば、こういう指導を受けて家庭と思っている中で、家の中で、「さん」づけをする
なんてとんでもないと、こういう意見もまだ根強い。ですから、条例の中に社会福祉施設とか、
そういうところにおいては、その条例講習を必ず受講しなさいとかというような文言が入れば、
より理解が深まると思うので、ちょっと検討をいただき、条例講習の義務化、ここら辺も考えて
いただけたらありがたいなと、こんなふうに思います。よろしくお願いします。

○綿貫会長

貴重なご意見、ありがとうございます。すみません、時間なんですけど・・・山口委員。

○山口委員

すみません、時間なんですけど、申しわけないんですけども、長野県労働局の山口といいます。

厚生労働省の方では、平成 28 年 4 月 1 日に障がい者雇用促進法というのが改正されて、そ
の中で雇用の分野でもこの障がい者に対する差別の禁止と、あと雇用の分野での合理的配慮の提
供義務というのが義務付けられております。ハローワークとか労働基準監督署の方にも、障がい
者の方から労働の関係のいろいろな相談が年々増えてきております。

ですので、今回いただいた資料を見ますと、県のほうでは紛争解決については具体的に規定が
ないということで、事業者の自主的な改善を期待するとか、困難な案件に対しては実効性のある
ことを考えるというのが、条例についての報告ということで対応いただいておりますけれども、
委員の皆さんはもう既にその辺のところを、実績解決というとあれですけども、最終的には調
定とかという形で行っているという話でおりますので、その点においても同じような形でつくっ
ていただければ非常にありがたいなと思っております。よろしくお願いいたします。以上
です。

○綿貫会長

はい、ご意見ありがとうございます。塚田委員、30 秒で。

○塚田委員

全県民に根差したというんですか、先ほど綿貫会長からありましたけれども、いろいろなイベントが当事者だけで支えられていたり、いろいろな会に関しましても、行く先行く先同じメンバーだったということは私も経験上あって、でも皆さんそれぞれ、既に地域があると思います。

まず私たちが地域の中で差別解消、あるいは虐待防止ということ、地域のリーダーであるという自覚を、私はいつも必要だなと思っておりますので、やはり隣近所ですとか、そういったところでも、私たちはそういったリーダーであるという自覚を持っていきたいなと、今日改めて思いました。議論をありがとうございました。

○綿貫会長

ありがとうございました。今回の委員の皆様からの貴重なご意見等を、社会福祉審議会障がい者権利養護専門分科会の事務局において、整理をさせていただくということでよろしいでしょうか。

(出席者全員)

異議なしの声

○綿貫会長

はい、それと皆様のお手元に、この皆様からの意見、応募用紙というものがございますが、これが10月31日までということですので、まだまだ期間がございますので、どうぞ皆さんからも積極的にご意見を出していただければというふうに思います。

以上で、この審議する項目は終了となりますが、事務局から何かあればお願いいたします。

○松原企画幹

では、綿貫会長、並びに委員の皆様には長時間にわたりまして、熱心にご審議いただきまして誠にありがとうございました。

○綿貫会長

本日は、皆様のご協力をおもちまして無事に終了いたしました。どうもありがとうございました。では、事務局からの連絡事項は。

○常盤井社会生活係長

それでは、一つだけお願いさせていただきます。次回の会議、第2回の障がい者施策推進協議会ですけれども、2月上旬を今のところ予定しております。また改めて、日程調整をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。以上でございます。

7 閉 会

○松原企画幹

以上をおもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。